

③建築物の用途制限について

- ・各地区の建築物の用途の制限の内容を具体的な施設名に置き換えた例は、以下のとおりとなります。

	建築物の用途の制限内容	具体の施設の例
A-1 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階又は2階の階を住居の用に供するもの1階又は2階の階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 6 倉庫業を営む倉庫	1 1階又は2階の住居系の用途は× 2 寺社・仏閣・教会× 3 自動車教習所× 4 養豚場・鶏舎× ただし、ペットショップは○ 5 ギャンブル施設× ただし、ぱちんこ屋・麻雀屋は○ 6 トランクルーム×
A-2 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫	1 1階の住居系の用途は× 2 寺社・仏閣・教会× 3 自動車教習所× 4 養豚場・鶏舎× ただし、ペットショップは○ 5 ギャンブル施設× （ぱちんこ屋・麻雀屋も×） 6 トランクルーム×
B 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（長屋を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、料理店（※）その他これらに類するもの 6 建築基準法別表第二（り）項第3号に掲げる工場 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもののうち、建築基準法施行令第130条の9の規定により商業地域内に建築してはならないもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）	1 戸建住宅× 2 寺社・仏閣・教会× 3 養豚場・鶏舎× ただし、ペットショップは○ 4 ギャンブル施設× （ぱちんこ屋・麻雀屋も×） 5 風営法の届出が必要な施設× 6 作業場床面積の合計が150㎡を超える工場× 7 火薬等の危険物の貯蔵・処理の量がやや多い工場

※料理店：ここで記載されている料理店とは、接待付の料理店（風営法の届出が必要なお店）のことを指し、ファミレス等のレストランとは異なります。レストランは建築基準法では飲食店となります。

	建築物の用途の制限内容	具体の施設の例
C-1-1 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	1 寺社・仏閣・教会× 2 自動車教習所× 3 養豚場・鶏舎× ただし、ペットショップは○ 4 ギャンブル施設× （ぱちんこ屋・麻雀屋も×）
C-1-2 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）	1 寺社・仏閣・教会× 2 自動車教習所× 3 養豚場・鶏舎× ただし、ペットショップは○
C-2 地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 6 畜舎	1 寺社・仏閣・教会× 2 銭湯・スーパー銭湯× 3 運動施設× （バッティングセンター、ゴルフ練習場等） 4 ホテル・旅館× 5 自動車教習所× 6 養豚場・鶏舎×
C-3 地区	次に掲げる <u>建築物以外の建築物は、建築してはならない。</u> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校・図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所 その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1500㎡以内のもの 8 工場のうち建築基準法施行令第130条の6に規定するもの 9 前各号の建築物に附属するもの	1 戸建住宅○ 2 共同住宅・下宿所○ 3 図書館等○ 4 老人ホーム・保育所・福祉ホーム等○ 5 診療所○ 6 交番・郵便局（延べ面積50㎡以内）・バス停の上屋○ 7 床面積1500㎡以内の事務所・店舗・飲食店○ 8 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の作業場の床面積が50㎡以下の施設○

	建築物の用途の制限内容	具体の施設の例
D-1 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校・図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所 その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1500㎡以内のもの 8 工場のうち建築基準法施行令第130条の6に規定めるもの 9 前各号の建築物に附属するもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸建住宅○ 2 共同住宅・下宿所○ 3 図書館等○ 4 老人ホーム・保育所・福祉ホーム等○ 5 診療所○ 6 交番・郵便局（延べ面積50㎡以内）・バス停の上屋○ 7 床面積1500㎡以内の事務所・店舗・飲食店○ 8 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等の作業場の床面積が50㎡以下の施設○
D-2 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校・図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの 8 前各号の建築物に附属するもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸建住宅○ 2 共同住宅・下宿所○ 3 図書館等○ 4 老人ホーム・保育所・福祉ホーム等○ 5 診療所○ 6 交番・郵便局（延べ面積50㎡以内）・バス停の上屋○ 7 床面積150㎡以内の事務所・店舗・飲食店○